



ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーがサイバーエージェント<4751>株式の大量保有報告書を提出



サイバーエージェント<4751>について、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーが1月9日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「投資一任契約による顧客の資産運用」によるもの。

報告書によると、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーのサイバーエージェント株式保有比率は、5.32%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2013年12月31日。